

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(診療等の料金)</p> <p>第2条 本院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「告示」という。）に定める点数に10円（日本国籍を有する者（日本国籍は有しないが、日本国内で有効な公的医療保険制度に加入している者を含む。）に対する公的医療保険制度によらない交通事故に係る診療等については15円、日本国籍を有せず、かつ、日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない者に係る診療等については40円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額）とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u> <u>この規程は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>近年の著しい物価上昇、当院の厳しい財務運営及び他の国立大学病院の料金設定を考慮し、自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(診療等の料金)</p> <p>第2条 本院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「告示」という。）に定める点数に10円（日本国籍を有する者（日本国籍は有しないが、日本国内で有効な公的医療保険制度に加入している者を含む。）に対する公的医療保険制度によらない交通事故に係る診療等については15円、日本国籍を有せず、かつ、日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない者（以下「海外在住外国人」という。）で受診等を目的として本邦に渡航した者に係る診療等については30円、海外在住外国人で受診等を目的とせずに本邦に渡航した者に係る診療等については20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額）とする。</p> <p>(略)</p>